

田舎館村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年8月9日（金）午前8時57分から午前9時19分
- 2 開催場所 田舎館村文化会館3階「リハーサル室」
- 3 出席委員

農業委員（9名）

会 長	10番	福士	眞規
委 員	1番	葛原	慶仁
	2番	菊地	卓朗
	3番	山本	久行
	4番	中山	静子
	5番	鈴木	穰
	6番	福原	義明
	8番	田澤	隆
	9番	白戸	陽平

農地利用最適化推進委員（6名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

- 4 欠席委員（1名）
- | | | |
|----|----|----|
| 7番 | 工藤 | 浩司 |
|----|----|----|

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第19号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第20号 農用地利用集積計画の決定について

議案第21号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて

報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第20号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局 長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

7 会議の概要

事務局 ただいまより、8月の定例総会を開催いたします。
はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会 長 一つ、農業委員会は （憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会 長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議を始めたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員9名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。4番の中山静子委員と6番の福原義明委員を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第19号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があ

ったので、審議を求めるものであります。
事務局より説明願います。

事務局 議案第 19 号について説明いたします。
今月の農地法第 3 条の許可件数は、所有権移転が 4 件です。
3 ページをお開きください。
所有権移転の整理番号 24 番は、除雪センターの南約 500m に位置する農地です。
当該農地は接道がなく、機械や車を入れることができないため、現在は保全管理の状態となっているものです。
譲渡人は手放したい意向であったため、隣接地の所有者である譲受人に申し出て贈与となったものです。
次に、整理番号 25 番と 26 番につきましては、役場の南西約 330m に位置する農地です。
当該農地は譲受人の自宅に隣接しており、所有を希望したことから売買することとなったものです。
ナスやトマトなどの自家消費野菜の作付けが予定されております。
4 ページをお開きください。
整理番号 27 番につきましては、田舎館こども園の南東約 350m に位置する 5 筆 3,405 m² と土矢倉地区の北西側に接する 4 筆 1,330 m² の合計 4,735 m² です。
譲渡人から孫への生前贈与となります。
以上の案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第 19 号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第 19 号は原案のとおり決定することとします。
次の議案第 20 号につきましては、推進委員の鈴木哲也委員が関係する案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、審議終了まで、退席をお願いします。

(鈴木哲也推進委員 退席 9 : 0 6)

議案第 20 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が 1 件、賃貸借権設定が 3 件、使用貸借権設定が 1 件です。

6 ページをお開きください。

整理番号 29 番につきましては、高田公民館の南東約 620m に位置する一団の農地です。

当該農地にはビニールハウスが複数棟建っており、譲受人は、これをトマト、ブロッコリー栽培に利用したいと考え、譲渡人に申し出て売買することとなったものです。

7 ページをお開きください。

農地中間管理事業の一括方式による賃貸借権設定です。

整理番号 49 番から 51 番につきましては、関連がありますので、合わせてご説明いたします。

当該 3 件の農地につきましては、東光寺地区の南東に位置する一団の農地と、同じく東光寺地区の西側に点在する農地となっております。

以前は黒石市の農業法人が借受けていたものですが、経営見直しのため 6 月に解約されたものです。

今回の賃借人は、以前にこの農業法人に所属していた認定新規就農者であり、今回はこの法人から引き継ぐ形で賃借することとなったものです。

8 ページをお開きください。

使用貸借権設定の整理番号 5 番につきましては、豊蒔農村公園の北西約 620m に位置する農地です。

期間満了に伴う再設定です。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第 20 号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第 20 号は原案のとおり決定することとします。

(鈴木哲也推進委員 着席 9 : 0 9)

次に議案第 21 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可処分の取消しについて」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 議案第 21 号について説明いたします。

農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく別紙の許可処分を当事者双方の願により取消ししたいので、承認を求めるものです。

10 ページをお開きください。

整理番号 1 番は、令和 6 年 5 月開催の定例総会において、農地法第 3 条に基づく所有権移転について承認された農地です。

取消し理由は、許可後に譲受人が譲渡人に対して売買金額の値下げを申し入れたところ、金額面での折り合いがつかなくなったというものです。

なお、取り消し後は別の耕作者に貸付けされる予定です。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第 21 号に対して、意見、質問等ありませんか。

8 番委員 (田澤 隆)

これは、値段に特別な差が出たということですか。

一般的な値段での売買の範囲内での差異が発生したということなのか、それとも極端な差異が発生したのか。

事務局 (鈴木)

許可後に、譲受人の方が評価額をご覧になったところ、売買価格と倍ぐらい違うということで、もっと値段を下げられないかという交渉をしたということで、折り合いがつかなくなったと伺っております。

8 番委員 (田澤 隆)

これは私たちが一度許可した案件ですけど、そのときの具体的な値段はいくらですか。

会 長 暫時休憩いたします。

(休憩)

会 長 休憩を解き会議を再開いたします。

事務局（鈴木）

売買価格は総額で 50 万円となっており、10 a 当たりでは 209,732 円となっております。

会 長 その他ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、議案第 21 号は原案のとおり承認することに決定します。

次に報告事項に入ります。

報告第 19 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 19 号は、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

12 ページをお開きください。

整理番号 26 番につきましては、賃借人へ所有権移転するため解約することとなったものです。

所有権移転については、先月の総会において承認された案件となっております。

13 ページをお開きください。

整理番号 27 番から 29 番につきましては、新たな受け手と貸借するため解約するものです。

新たな受け手との貸借につきましては、6 月の総会において、「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について審議された案件となっております。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、報告第 19 号を終わります。
次に、報告第 20 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 20 号は、農地法施行令第 10 条第 1 項の規定により、別紙のとおり届出を受理したので報告するものです。

15 ページをお開きください。

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、1 件受理しております。内容につきましては、市街化区域内の農地について、車両・資材置場として利用するため、転用及び所有権移転するものです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上です。

会 長 ただいまの報告第 20 号について、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、報告第 20 号を終わります。
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。